

亀山市告示第169号

地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により送達すべき書類については、その送達を受けるべき者の住所等が明らかでなく、送達することができないので、同法第20条の2第1項及び亀山市税条例（平成17年亀山市条例第50号）第6条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

令和8年10月14日

亀山市長 櫻井 義之

1 送達すべき書類を特定するために必要な情報

文書記号番号 亀税第03-1874号

2 送達を受けるべき者の氏名

佐藤 マノエル ヨシオ

3 当該書類は、亀山市総務財政部税務課で保管し、2に掲げる者から申出があったときは、いつでも交付する。